

<参考>被告側 1 回目の反論

1”【検定基準等】

検定基準第 2 章 3 (3) では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、社会科歴史的分野の申請図書の検定においては、一般的に、建物については、現物として実在する（歴史的）建造物であるかその復元物であるかを学習上理解することが有益であるとされてきた。そのため、児童又は生徒が掲載された建物について、現物かその復元物かを区別させ両者を誤解することを防ぐ目的で、建物が復元である場合には、「復元」と明示することが求められる。一方で、設備や道具等については、多種多様なものがあり、一律に「現物」と「復元」の違いを認識することが重要とは言えないことから、「復元」の明示がないことをもって直ちに欠陥とは評価していない。

【本件申請図書について】

本件申請図書（142 ページ。乙 A 27 の 01 の 1）における「長屋の一角」及び「4 畳半」を示す写真は、建物を表す写真と理解できるところ、「復元」を示す記述等がない。そのため、中学校段階における合理的一般人が、写真の建物が復元物か現物かを区別できるための「復元」の明示を要するところ、これがなかったことから、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第 2 章 3 (3)）に該当するものとして検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

他方、原告が挙げる学び舎の申請図書（121 ページ。乙 A 27 の 01 の 2）の写真は、「共同井戸・便所とごみ溜め」と見出しが付されているとおり、本件申請図書の状況と異なり、建物としての「長屋」そのものではなく、「井戸」など個別の道具・設備類を模した展示物を取り上げたものと理解できる。「共同井戸」「便所」及び「ごみ溜め」は、いずれも設備ないし道具類であるところ、これを具体的に判断すると、当該設備ないし道具類は、現物の文化的価値と復元物のそれを学習上区別して理解することが求められないので、当該写真部分については教育上生徒が理解すべきとされる記述内容に誤解のおそれのある表現がないため、「復元」の記述がない場合であっても「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第 2 章 3 (3)）に該当しないと見える。したがって、学び舎の申請図書については、前記【検定基準等】に照らして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

2”【検定基準等】

検定基準第2章3（4）では「（前略）記号（中略）などの表記は適切であって不統一はな」いこととされている。

【本件申請図書について】

本件申請図書（102ページ。乙A27の02の1）における写真「③エルサレム」は「岩のドーム」を撮影したものであると認められるところ、これは世界遺産「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する遺産のひとつとして登録を受けているものである。そして、同ページの写真「①サンピエトロ大聖堂」に「世界遺産」を示す表記がある一方で、写真「③エルサレム」に「世界遺産」を示す表記がない。

このように、本件申請図書において、世界遺産の登録を受けている「サンピエトロ大聖堂」に「世界遺産」を示す表記があるにも関わらず、同様に世界遺産の登録を受けている「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する遺産の写真に「世界遺産」を示す表記がないことは、「表記」の「不統一」であり、検定基準第2章3（4）に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる教育出版の申請図書においては、28ページの写真「①岩のドーム（中央奥）と「嘆きの壁」（エルサレム）」において既に「世界遺産」の表記があり、同99ページの写真「⑥エルサレム」の写真は初出ではない（乙A27の02の2）。この点、前記【検定基準等】は、「表記」が実質的に統一化されていれば足りるものと解され、当該図書において初出箇所にも「世界遺産」の表記を付すとの編集方針を否定するものではない。教育出版の申請図書においては、当該編集方針が採用されていることがうかがわれ、現に28ページの写真に既に「世界遺産」の表記があることから、同99ページの同一の写真に表記がない場合であっても、「表記」の「不統一」（検定基準第2章3（4））とは評価できない。よって、教育出版の当該記述は、「表記」の「不統一」に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

3”【検定基準等】

検定基準第2章3（1）では「図書の内容に（中略）不正確なところ（中略）はないこと」とされている。

そして、一般にロンドン海軍軍縮条約の補助艦の比率については、日本の補助艦の比率を対米英7割とする日本側の主張が通らず、この条約は後に「統帥権干犯問題」につながった歴史的事実がある（乙28の03の1）。

【本件申請図書について】

本件申請図書（225ページ）「⑧軍縮の時代」では、「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました」と記載されているところ（乙A27の03の1）、単に割合のみの記述であれば、概数である10：10：7の記述であっても「不正確」ではないと評価している。

しかし、「危機感を抱く」の記述との関係を踏まえると、7割とすべき旨の日本側の主張が実現しなかったことを理解できるようにする必要があるものといえ、例えば、厳密に「69.75%（6.975）」と記したり、「約7割」「ほぼ7」のように厳密な7割を満たないことが認識できる形で記述するなど文章上の工夫が必要である。

本件申請図書では、単に「10：10：7」という記述となっていることから、文全体が前記の歴史的事実に照らして「不正確」と判断される。

よって、「図書の内容に（中略）不正確なところ」があるもの（検定基準第2章3（1））に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる帝国書院の申請図書（216ページ。乙A27の03の2）及び日本文教出版の申請図書（231ページ。乙A27の03の3）では、日本側の主張が通らなかったことに対する反応としての歴史的事実を示す文脈（すなわち、本件申請図書における「危機感を抱く軍人も増えました」の部分に相当する記述）が記述されておらず、単に割合のみの記述にとどまっている。そして、前記のとおり、割合のみの記述であれば、概数の記述であっても「不正確」ではないと評価しているものである。

よって、帝国書院及び日本文教出版の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「図書の内容に（中略）不正確なところ」（検定基準第2章3（1））に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

4”【検定基準等】

検定基準第2章3（3）では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、「ヤマト」という言葉は地理的範囲を指し示す用法もあるところ、その中には、日本列島（前近代の日本）を指す用法、現在の奈良県（旧大和国）を指す用法、奈良盆地の東部（三輪山山麓）を指す用法など、様々なものが含まれる（乙A28の04の1）。また、「ヤマト」の表記としては「倭」「大倭」「大養徳」「大和」など、時代や資料によってさまざまな漢字があてられてきた。さらに、現代の研究においても「倭王権」「大和王権」などの表記が用いられることがある（乙A28の04の1ないし3）。こうした「ヤマト」の特性を踏まえ、いずれの意味ともいずれの漢字ともとれる、多様な使い方を包含する表現として「ヤマト王権」が用いられている。

【本件申請図書について】

本件申請図書（36ページ。乙A27の04の1）では「「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは地名との混同を避けるためです。」と記述されているところ、この記述では、「ヤマト」が前記のような多様な地理的範囲を指し示すことから、このうちの地名との混同を避けようとするものなのか分からない。加えて、前記のとおり「ヤマト」には地名を指し示す用法もあるのであるが、前記の記述では、「ヤマト」は地名を指し示すものではないかのように誤って理解するおそれがある。

以上のとおり、当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる帝国書院の申請図書（30ページ。乙A27の04の2）の記述は、「国号の「倭」や後の地域名の「大和」と区別するため、「ヤマト」と表記しています。」とあり、「ヤマト」が多様な使い方を包含する表現であり、かつ、地名を指し示す用法があることが排除されていない。そのため、「ヤマト」とカタカナ書きとしている理由につき、中学校段階の合理的一般人が誤って理解するおそれはないといえる。

よって、帝国書院の当該記述内容は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

5”【検定基準等】

検定基準第2章3（3）では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書（89ページ。乙A27の05の1）囲み部分「⑤惣の掟の例」において例示されている三つの掟の出された時期は、それぞれ異なる（乙A28の05の1、三六九衆議定書案の一つ目、及び三六三今堀地下掟書案における七つ目及び九つ目の条項。）。異なる時期に出された三つの掟を当該囲み部分のように並べて表示した場合、中学校段階の合理的一般人は、同一の時期・機会に成立したものと誤って理解するおそれが認められる。

よって、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる東京書籍の申請図書（83ページ。乙A27の05の2）の囲み部分「⑦村のおきて」に記述されている各掟、及び日本文教出版の申請図書（95ページ。乙A27の05の3）の囲み部分「⑥今堀郷のおきて」に記述されている各掟は、同一の時期・機会に成立したものである（乙A28の05の1。東京書籍につき、三六九衆議定書案における一つ目から三つ目の条項。日本文教出版につき、同案における一つ目及び二つ目の条項。）。そのため、本件申請図書と異なり、東京書籍及び日本文教出版の当該記述については、中学校段階の合理的一般人が、異なる時期に出されたものを同一の時期に出されたものと誤って理解するおそれはないといえる。

よって、東京書籍及び日本文教出版の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準3（3））に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

6”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

1964年の東京オリンピックにおける参加国数については、日本オリンピック委員会(JOC)の公式ホームページにおいて「93の国と地域」との表現がみられること(乙A28の06の1)、また、当時の大会組織委員会の公式報告書や報道、日本史の主要な辞書類において東京オリンピックの参加国数が「94か国」とされていることから(乙A28の06の2ないし5)、これらが信頼性のある根拠であると言える。

【本件申請図書について】

本件申請図書(269ページ。乙A27の06の1)では1964年の東京オリンピックにおける参加国数が「93か国」とされているところ、「93か国」という表現については信頼性のある根拠が確認されなかったことから、不適切な記載であると評価することができる。

そして、前記記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、参加国が「93か国」と確定的な事実として誤って理解するおそれが認められる。

よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる東京書籍の申請図書(243ページ。乙A27の06の2)及び学び舎の申請図書(264ページ。乙A27の06の3)では「93の国と地域」、日本文教出版の申請図書(260ページ。乙A27の06の4)では「94か国」と記述されている。

これらの記述は、前出の信頼性のある根拠に基づくものであることから、記述として適切であり、かつ、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、誤って理解するおそれもないといえる。

これらのことから、東京書籍、学び舎及び日本文教出版の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

7”【検定基準等】

検定基準第2章3（3）では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、ロシア側が樺太（1806年）や択捉島（1807年）にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷した際、レザノフ自身はカムチャッカからシベリア経由でロシアへ帰国する道中であり、ロシアによる樺太及び択捉島の襲撃には参加していない歴史的事実がある（乙A28の07の1）。

【本件申請図書について】

本件申請図書（156ページ。乙A27の07の1）における「1804（文化元）年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。」との記述については、第2文の「彼ら」が第1文の「レザノフ」を含むその一団を指すものと理解するのが一般的な読解であるといえることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、襲撃が1804年の出来事であり、かつ「彼ら」に「レザノフ」が含まれていると誤って理解するおそれがある。

以上のとおり、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる山川出版社の申請図書（140ページ及び141ページ。乙A27の07の2）の記述は、「レザノフの部下が樺太（サハリン）や択捉島を襲撃する事件が起こった。」と明記されており、樺太や択捉島を襲撃したのは「レザノフ」本人ではなく、その部下であると読み取ることができるので、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものとの誤解が生じるおそれはない。

また、原告が挙げる育鵬社の申請図書（140ページ。乙A27の07の3）の記述は、「ロシア使節レザノフが長崎に来航し（中略）幕府は応じませんでした。そのため、ロシア船が樺太や択捉島に攻撃を加えてきました。」とあるとおり、通商を求めた主体は「ロシア使節レザノフ」とされているのに対し、樺太や択捉島に攻撃を加えた主体は「ロシア船」となっており、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものとの誤解が生じるおそれはない。

よって、山川出版社及び育鵬社の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

8”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、中学校使用申請図書検定時においてこれに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、日中戦争は複数の要因(アメリカからの支援も含む)によって長期化した歴史的事実がある(乙A28の08の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(253ページ。乙A27の08の1)における「日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した」との記述について、中学校段階の合理的一般人は、「日中戦争は泥沼化した理由が「アメリカは中国を支援」したことのみに求められると誤って理解するおそれがある。

よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる山川出版社の申請図書(240ページ。乙A27の08の2)の記述は、「国民党と共産党は日本との戦争のために協力し合うことを決め、抗日民族統一戦線を結成した。(中略)国民政府は首都を南京から武漢、さらに奥地の重慶に移し、物資の支援路(援蒋ルート)を通じてアメリカやイギリスなどからの援助を受けながら抗戦を続けたため、日中戦争は長期戦となった。」というものであり、日中戦争が長期化した要因として、国民党と共産党の抗日民族統一戦線の結成、重慶国民政府の抵抗、アメリカやイギリスによる支援など、日中戦争の泥沼化には複数の要因があったことを中学校段階の合理的一般人が誤解なく読み取ることができる。

また、原告が挙げる日本文教出版社の申請図書(244及び245ページ。乙A27の08の3)の記述は、「国民政府は、共産党と共同して日本軍と戦うことを決め、抗日民族統一戦線が成立し、日中の全面戦争に発展していきました。(中略)首都が移された重慶に爆撃を加え、国民政府を屈服させようとしてしました。しかし国民政府は、アメリカやイギリスなどの援助を受けて抗戦を続け、戦争は長期化していきました。」というものであり、アメリカの中国援助に加えてイギリスの援助があったこと、国民党と共産党の抗日民族統一戦線の結成、重慶国民政府の抵抗など、複数の要因があったことを中学校段階の合理的一般人が誤解なく読み取ることができる。

さらに、原告が挙げる帝国書院の申請図書(238ページ。乙A27の08の4)の記述は、「中国では、毛沢東の率いる中国共産党が力を付け、蒋介石の率いる中国国民党(国民政府)との内戦が続いていました。しかし、共同して日本と戦うために対立を一時やめ、1937年9月に抗日民族統一戦線を作りました。(中略)国民政府は、首都を漢口、さらに奥地の重慶へと移し、アメリカ・イギリス・ソ連などの支援を受けて抵抗を続けたため、戦争は長期戦となっていきました。」というものであり、国民党と共産党の抗日民族統一戦線

の結成、重慶国民政府の抵抗、アメリカ・イギリス・ソ連による支援など、日中戦争の泥沼化には複数の要因があったことを中学校段階の合理的一般人が誤解なく読み取ることができる。

これらのことから、山川出版社、日本文教出版社及び帝国書院の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、中学校段階の合理的一般人が、上記の歴史的事実を誤って理解するおそれはないため、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

9”【検定基準等】

検定基準第2章2（1）では「図書の内容の選択及び扱いには、（中略）学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ（中略）はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、本件申請図書の記述が中学校学習指導要領（平成29年告示）（以下「学習指導要領」という。乙A29）に示されている「内容の取扱い」に照らして不適切か否かで判断することとなる。

学習指導要領「第2章」「第2節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」「〔歴史的分野〕」「3 内容の取扱い」（3）アでは、「聖徳太子の政治」を取り上げる際には、聖徳太子が古事記や日本書紀においては、「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」と記述されていることから（乙A29・55ページ）、これに沿った記述がなければ、申請図書の記述が学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切であると評価できる。

【本件申請図書について】

本件申請図書（44ページ。乙A27の09の1）では、「聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書紀では厩戸皇子などとも表記されています」と記述されており、聖徳太子が「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れる部分は他になく、学習指導要領の内容の取扱い中の「後に「聖徳太子」と称されるようになったこと」に触れていないから、学習指導要領の内容の取扱いに照らして不適切である。

よって、「図書の内容の選択及び扱いには、（中略）学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」（検定基準第2章2（1））に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる育鵬社の申請図書では、46ページから47ページにかけて、主に「聖徳太子」と記述がされているが、その後の54ページでは「『日本書紀』には聖徳太子について次のように書かれています。「厩戸皇子と曰す。（中略）ここから聖徳太子の本来の名が「厩戸」で、そのほかにもさまざまなよび名があったことが読み取れます。（中略）これらのことが由来となって、のちに人々から「聖徳太子」とよばれるようになりました。」と記述されている（乙A27の09の2）。

当該記述は、前記の学習指導要領に照らして、聖徳太子が日本書紀においては「厩戸皇子」と表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れているといえる。

よって、育鵬社の記述は、本件申請図書の記述内容とは異なり、「図書の内容の選択及び扱いには、（中略）学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」（検定基準第2章2（1））に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

10”【検定基準等】

検定基準第2章2（1）では「図書の内容の選択及び扱いには、（中略）学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ（中略）はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、本件申請図書の記述が学習指導要領に示されている「内容の取扱い」に照らして不適切か否かで判断することとなる。

学習指導要領「第2章」「第2節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」「〔歴史的分野〕」「2 内容」B（3）ア（エ）における「幕府の政治の展開」として列記されている事項、すなわち、該当時期における「社会の変動」や「欧米諸国の接近」、「幕府の政治改革」等は、「（3）近世の日本」の学習内容として位置づけられているため（乙A29・50及び51ページ）、教科書の排列においても、原則としてこれらの内容は「近世の日本」の学習の一部を構成することが明確にされている必要がある。

他方、「幕府の政治の展開」のうち幕末期の事象については、「近代の日本と世界」（同C「近現代の日本と世界」（1））の学習内容に位置づけられている「ア（イ） 明治維新と近代国家の形成」と近接していることから、教科書の排列上、時代の大きな流れを把握するための工夫として「近代の日本と世界」の学習内容と接続させて記述することも許容している。ただし、その場合であっても、上述した学習指導要領上の位置づけを踏まえ、教科書の排列において「幕府の政治の展開」の内容は「近世の日本」の学習の一部を構成することを明確にすべく、当該箇所が「近世の日本」の学習の一部を構成することが明確にされていることが必要である。

【本件申請図書について】

本件申請図書では、学習指導要領上の前記「幕府の政治の展開」に位置付けられている「欧米諸国の接近」に相当する「49. 欧米諸国の日本接近」の内容が、学習指導要領上の「C 近現代の日本と世界」（1）ア（イ）に位置付けられている「明治維新と近代国家の形成」に相当する「第2節 明治維新と近代国家の成立」の一部とされているとともに、当該構成部分は、見出し等の記述により「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるように記述されていない（乙A27の10の1）。

よって、「図書の内容の選択及び扱いには、（中略）学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」（検定基準第2章2（1））に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

これに対し、原告の挙げる帝国書院の申請図書（160ページ）の小項目「外国船の来航と幕府の対応」は、「第4章近代国家の歩みと国際社会」という「近代の日本」の一部を構成しているものの、当該記述は、「第2節開国と幕府の終わり」（の節）の小見出しの下に記述され、161ページの右側の年表軸により、「外国船の来航と幕府の対応」に係る事実が江戸時代に含まれ、「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるように記述されている（乙27の10の2）。

また、原告の挙げる日本文教出版の申請図書（172ページ。乙A27の10の3）の「① ゆらぐ幕府の支配一国内・国外の変化一」は、「第5編「近代の日本と世界」第1章「日本の近代化」という「近代の日本」の一部を構成しているものの、当該記述は、「2 近世か

ら近代へ」の題目に含まれた形で記述されるとともに、173ページの右側の年表軸により、江戸時代に含まれ、「近世の日本」の一部を構成するものであることが明確に分かるように記述されている。

以上の工夫により、帝国書院及び日本文教出版の各構成は、本件申請図書の構成等と異なり、「図書の内容の選択及び扱いには、(中略)学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」はないものといえ、検定基準第2章2(1)に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

11”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、本件申請図書(70ページ。乙A27の11の1)に掲載された『春日権現験記絵』(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)に描かれた時期において、武官とは、律令制下における軍事警察関係官庁官人の総称であり(乙A28の11の1・35ページ)、武士とは、平安時代後期以降の武にかかわる者の存在をいい、武を職能とする集団またはその構成員のことであったとされている(乙A28の11の1・127ページ)。このように、当時の「武官」は、官庁の官人であり、基本的には武を職能としていないことに対し、「武士」は平安時代後期には、武芸すなわち弓射騎馬を専業とする者の身分であることから、両者は区別されなければならない。

【本件申請図書について】

本件申請図書に掲載されている図画の範囲は、上述の『春日権現験記絵』の一部であり(乙A27の11の1)、白河上皇(中央の車に乗車している者)を警備するものとして「武官」(黒服、赤服、白服を着た者達)が描写されている。一方で、「武士」は描写されていない(乙A28の11の2)。

しかし、当該図画1の説明文中では「(前略)お供の貴族、警備の武士、僧兵たち」と記述されていることから、中学校段階の合理的一般人は、お供の貴族や僧兵以外に、当該図画において確実に描写されていない「武士」が描写されているものと誤認し、図中の「武官」を「武士」と誤って理解するおそれがある。

よって、当該説明文中の記述部分は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる帝国書院の申請図書に掲載された図画は(62ページ。乙A27の11の2)、本件申請図書とは掲載されている範囲が異なり、右下の隅に烏帽子・狩衣姿の者たちも描写されている。また、当該図画の説明文中では「同行してきた貴族や警備にあたる武士たち」と記述されている。

当該図画の描写場面と同時代における白河上皇の春日大社への外出について記述した文献史料として『中右記』があり、白河上皇の春日御幸に「武者所」の者たちが布衣(すなわち、狩衣)の姿で同行していたことが記述されている(乙A28の11の3)。また、「武者所」の者たちに「武士」が含まれていると解することは誤りとは言えない。これらを踏まえると、当該記述と当該図画の場面の表現とが対応すると考えられるところ、当該図画中の右下隅の烏帽子・狩衣姿の者たちに「武者所」の者たち、すなわち「武士」たちが含まれていると解釈することも誤りとはいえないことから、図画中に描写されている右下隅の烏帽子・狩衣姿の者たちに「武士」が含まれていると解することは誤りとはならない。

これらの事情を踏まえると、当該図画中に描写されている内容を「同行してきた貴族や警備にあたる武士たち」と表現することが誤りであるとはいえず、説明文中の「武士」の記述

が検定基準に照らして欠陥とまでは評価できない。

このように、帝国書院は、本件申請図書と同じ場面を取り上げているものの、掲載している図画の範囲が異なっていることから、読み取れる情報も異なるのであって、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

12”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(68ページ。乙A27の12の1)の「(兄)」の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね」と記述されているところ、同ページの他の記述を踏まえても、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述中の「古代までの日本」について、本件申請図書の第一章の章名を指すものではなく、一般的な記述と認識するおそれがある。

そして、この場合において、中学校段階の合理的一般人は、当該吹き出し中の「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生」という日本の外で発生した事象がどのように日本の古代史(「11世紀末の摂関政治の終わり頃まで」と結びつくのか、その意味を誤りなく理解することは困難といえる。

よって、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる東京書籍の申請図書(19ページ。乙A27の12の2)の右上部分では「この章では、人類の誕生から平安時代の中ごろまでの時代について学習します」と記述されているところ、「この章では」と明記されていることにより、中学校段階の合理的一般人は、当該記述が当該図書内の「第2章 古代までの日本」で学習する内容・範囲を示すことを理解することができる。

よって、東京書籍の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

13”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(21ページ。乙A27の13の1)の図「④日本人の祖先が来た3つのルート」では、津軽海峡(北海道南端と本州北端との間にあって、日本海と太平洋とを結ぶ海峡)の部分は「数万年前の陸地」(凡例:黄緑色部分)として表記されている一方、同図の説明文では「津軽海峡は100m以上の深さがあったので、人々は氷の上を渡りました(略)」と記述されており、説明と図が整合しているとはいえず、中学校段階の合理的一般人は双方の関係性を理解することが困難といえる。

よって、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる日本文教出版の申請図書の図「①大陸と陸続きのころの日本列島(約2万年前)」(28ページ。乙A27の13の3)及び東京書籍の申請図書の図「①2万年前の日本列島と氷期の動物」(30ページ。乙A27の13の2)では、津軽海峡に当たる部分が「約2万年前の陸地」として表記されている一方、津軽海峡に係る(100m以上の深さがあったとの)記述がないことから、本件申請図書の記述内容と異なり、記述と図が整合していない部分はなく、中学校段階の合理的一般人が理解することが困難なものではない。

よって、日本文教出版及び東京書籍の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

なお、原告は、その他の申請図書についても一覧を掲げるが(訴状別紙2・20ページ)、各申請図書のどの部分を指すかの特定もない上、前記のとおり、本件申請図書に対する検定意見は、図と説明文の不一致を指摘するものであって(その旨は乙A18及び乙A23からも明らかである。)、図における津軽海峡が陸続きに見えるかどうかを問題としているのではないから、反論を要しない。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

14”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、稲作の日本伝来ルートを巡る学説の状況については、長江流域からの伝来ルートを主張する学説もあるが、依然として朝鮮半島からの伝来ルートが有力(すなわち支持を集めている考え方)である。また、他にも南西諸島を経由したルートと主張する学説もあり、通説的考え方がある状況ではない(乙A28の14の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(31ページ。乙A27の14の1)本文中では「稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました」と記述されているところ、中学校段階の合理的一般人は「〇〇と考えられるようになりました」という記述の内容が、歴史学では定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられるのが通常といえる。

しかしながら、上記【検定基準等】のとおり、稲作の日本伝来ルートについては通説的考え方がある状況ではないところ、当該記述は、通説的考え方ではないと評価されるにも関わらず、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、稲作が長江流域から伝来したという説が通説的考え方であるものとして誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、検定意見が、長江流域からの伝来の記述を否定する趣旨ではなく、当該記述をするならば、朝鮮半島からの伝來說が有力説であることも併せて記載するべきであるとの趣旨であることは明らかである(乙A18、乙A23)。

【他社の申請図書について】

帝国書院の申請図書の図「⑤世界各地の文明と栽培植物の伝わった方向」(16及び17ページ。乙A27の14の2)では、稲が長江流域を経由して日本列島に伝播したルートが明示されている(緑色矢印)が、当該図書(27ページ。乙A27の14の2)の本文中に「中国や朝鮮半島などから北九州へ渡来した人々が稲作を伝え(後略)」とあることから、中学校段階の合理的一般人は、稲作が長江流域から伝来したことを通説的考え方として誤って理解するおそれがないといえる。

よって、帝国書院の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

15”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、仏教公伝の年については、538年に伝来したとする説と552年に伝来したとする説があり、通説的考え方がないため(乙A28の15の1)、年次を特定して記述するのであれば学説状況に照らして双方の説に触れて記述する必要がある。

【本件申請図書について】

本件申請図書(44ページ。乙A27の15の1)には「(前略)552年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。」とのみ記述されているところ、このように、538年に伝来したとの説に触れず、552年に伝来したとする説の考え方を断定して記載した場合、この記述内容を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述が歴史学では定着している通説的考え方であるものと認識すると考えられる。

しかしながら、上記【検定基準等】のとおり、仏教公伝の年については通説的考え方がある状況ではないところ、このような学説状況を踏まえると、通説的考え方ではないと評価されるにも関わらず、中学校段階の合理的な一般人は、552年に仏教が公に伝来したことを通説的考え方として誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、原告は、「どちらの説も認めるべきである」(訴状別紙2・22ページ)と主張するが、検定意見は、どちらの説の存在も認めた上で、一方のみを断定的に記載することを問題視するものであることは明らかである(乙A18、乙A23)。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる山川出版社の申請図書(36ページ。乙A27の15の5)には「6世紀半ばに百済から仏教が伝えられる」と記述され、東京書籍の申請図書(35ページ。乙A27の15の4)には「6世紀半ばに仏教を伝え」と記述されている。

この「6世紀半ば」という表現には、538年及び552年の双方が含まれると解しうることから、双方の学説を包含するものと評価することが可能であるとともに、一方の考え方が通説的考え方と認識されるような形での記載ではないことから、中学校段階の合理的一般人において、誤って仏教公伝の年についての通説的考え方が538年又は552年のいずれかであるかと理解するおそれはない。

よって、山川出版社及び東京書籍の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

16”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、平安時代中期以降において「国衙」が国内の土地への課税や税の減免についての権限を握っていたとの歴史的事実がある(乙A28の16の1)。

【本件申請図書について】

原告が挙げる本件申請図書(71ページ。乙A27の16の1)では「(前略)白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えた(後略)」と記述されている。

しかしながら、これは上記【検定基準等】記載の歴史的事実と異なる事実を述べるものであって、このように「白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えた」と記載した場合、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、白河上皇が税の免除主体であると誤って認識するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

育鵬社の申請図書(75ページ。乙A27の16の2)では「上皇は荘園に多くの権利をあたえて保護した(後略)」と記述されているところ、当該記述は、権利を与えた旨述べるのみであって、その前後を合わせ読んでも、税を免除したことや、当該権利中に税の免除が含まれる旨明示しているものではない。そのため、本件申請図書と異なり、中学校段階の合理的一般人において、白河上皇が税の免除主体であったものとして理解するとは考え難く、白河上皇が税の免除という特権を荘園に与えたものと誤って理解するおそれはない。

よって、育鵬社の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”原告が訴状別紙2・24ページにおいて「教育出版」の年表として挙げる画像は、正しくは帝国書院の申請図書のものである。

したがって、原告の訂正を待たず、以下ではこれが帝国書院の申請図書であることを前提として反論を行う。

17 【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味の理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書の年表中(9ページ・乙A27の17の1)では、元号を記載していると考えられる部分に「■■」と記述されており、当該記述を基準として判断した場合、中学校段階の合理的一般人は、「■■」の意味を理解することができないといえる。

よって、当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。

なお、同様の「■■」の表記は、このほか、11、49及び279ページにも見られるが、検定意見を付した理由は全て同じである。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる帝国書院の申請図書・折込6の年表中(乙A27の17の2)、現在「令和」が入るべきスペースは空白となっているところ、中学校段階の合理的一般人が当該空欄を見た際、表現自体が存在しないことから、理解することが困難とは言えない。

よって、帝国書院の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

18”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書における教育上生徒が誤った理解が生じないようにすべきとされる記述の内容に、誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書105ページ(乙A27の18の1)囲み「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」中には、「1522 マゼラン(ス)」・「(ス)はスペイン」との表記がなされており、この記載は出航国を表しているものと理解できる。また、同ページにおける「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」の図中においてはスペイン及びポルトガルについて、色分けによる区別がなされており、ポルトガルには「リスボン」と、スペインには「パロス」の都市名とともに、その位置を示す○印が付され、かつ、マゼランの航路が「リスボン」(ポルトガル)から始まっているように記載されている。

本件申請図書は、「1522 マゼラン(ス)」・「(ス)スペイン」との記載によって、読者に対し出航国を意識づけている一方で、地図上は(スペインの都市としてパロスが記載されているにもかかわらず)航路の始点がポルトガルの都市(リスボン)にあることから、中学校段階の合理的一般人は、地図上の「リスボン」を出航地と認識するおそれがある。本件申請図書のような構成をとるのであれば、マゼランの出航国について誤った理解が生じないよう、出航国が「スペイン」であることが認識できるようにすることが求められる。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとしてことから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる育鵬社の申請図書(108ページ。乙A27の18の3)の図「③16世紀ごろの世界」及び教育出版の申請図書(103ページ。乙A27の18の4)の図「⑤16世紀ごろの世界」では、地図の縮尺が小さいことに照らして「スペイン」の都市と「ポルトガル」の都市を区別して配置しておらず、マゼラン(一行)の出航の場所に意識を向ける記述ともなっていないことから、マゼランの航路を示す矢印(教育出版は緑色点線、育鵬社は薄紫色実線)の開始点がどの国(都市)であるかを特に意識させるものではなく、マゼラン(一行)がスペインの位置するイベリア半島から出航し、一周して戻ってきたという航路全体に意識を向けさせることを意図しているものとも考えられる。

よって、これらの縮尺に基づく育鵬社及び教育出版の各記載は本件申請図書における記載と異なり、中学校段階の合理的一般人が誤解するおそれはないといえ、「生徒が(中略)誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

なお、日本文教出版の申請図書(114ページ。乙A27の18の2)は、都市としてはリスボンの記載しかされていないものの、地図の縮尺からして出発地が読み取れる内容となっているところ、マゼランの航路を示す矢印(紫色破線)の始点がポルトガルのリスボンにあることから、中学校段階の合理的一般人において誤解するおそれがあるものとして、原告

主張のとおり、検定意見を付している。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

19”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、坂本龍馬の大政奉還に対する関与については、坂本龍馬の大政奉還の構想は、後藤象二郎の理解と同意を得たうえで、土佐藩の前藩主である山内豊信(容堂)の理解と同意を得るという段階を踏んで、土佐藩の方針となり、土佐藩の建白書として徳川慶喜に提出されたと理解するのが現在の歴史学において定着している通説的考え方である(乙A28の19の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(162ページ。乙27の19の1)の「⑤坂本龍馬」の解説文中では、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれています。」と記述されている。

しかしながら、通説的考え方については上記【検定基準等】のとおりであるところ、本件申請図書の記述は、上記の歴史的な事実が過度に省略されており、中学校段階の合理的一般人が、坂本龍馬による働きかけに係る因果経過を理解することなく、坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを行ったと誤って認識するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる教育出版の申請図書(166ページ。乙A27の19の2)の「坂本龍馬と大政奉還」における記述は、「龍馬は(中略)後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。(中略)後藤は、その後、土佐藩を通じて大政奉還を徳川慶喜に勧め(中略)」とあり、働きかけの関係者である後藤象二郎が記載されているとともに、働きかけに係る因果関係について、前記【検定基準等】の因果経過を概括的にまとめたものと理解することができるのであって、中学校段階における合理的一般人において、坂本龍馬が徳川慶喜に直接的な働きかけを行い、大政奉還が実現したと誤って理解されるおそれはない。

また、育鵬社の申請図書(175ページ。乙A27の19の5)の「大政奉還」の記述では、「公武合体の立場をとる土佐藩では、坂本龍馬や後藤象二郎が、前藩主の山内豊信(容堂)を通して慶喜に、倒幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は(中略)政権を朝廷に返すことを発表しました(大政奉還)」とあり、上述の因果関係に照らして、働きかけの関係者である後藤象二郎が記載されているとともに、後藤象二郎本人の働きかけが前藩主の山内豊信(容堂)に対してなされている前記の因果関係の一部が記述されていると理解できる。このことから、中学校段階における合理的一般人において、坂本龍馬が何らの関与を得ずに徳川慶喜に直接的な働きかけを行い、大政奉還が実現したと誤って理解されるおそれはない。

また、日本文教出版の申請図書(179ページ。乙A27の19の3)の「幕府に代わる

政府を考えた海援隊」中の記述は、「海援隊は、幕末、土佐藩（高知県）を脱藩した浪士の坂本龍馬が中心となり、長崎を本拠地として結成された組織です。（中略）政治的結社でもありました。そこでは憲法を定め、議会を開設するという新しい国家構想が議論されていました。この構想は、土佐藩の大政奉還建白書に引きつがれていくこととなりました。」とあり、帝国書院の申請図書（166ページ。乙A27の19の4）の坂本龍馬の写真解説文中の記述は、「新しい時代に必要な八つの政策を語り、大政奉還の実現に力を尽くしました。」とあるのであって、本件申請図書と同様に坂本龍馬が徳川慶喜に直接的な働きかけを行い、大政奉還が実現した旨の記述自体がないため、坂本龍馬による働きかけに係る因果経過を誤って理解するおそれはない。

よって、教育出版、育鵬社、日本文教出版社及び帝国書院の各記述は、本件申請図書の記述内容とは異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれがある表現」（検定基準第2章3（3））には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

20”【検定基準等】

検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。

【本件申請図書について】

本件申請図書(159ページ。乙A27の20の1)における「⑤ペリー神奈川上陸図」の絵画は、「神奈川県・横浜開港資料館蔵」の絵画として示されているところ、「神奈川県・横浜開港資料館蔵」の当該絵画の正式名称は「ペリー提督・横浜上陸の図」である(乙A28の20の1)。

他方、類似の絵画が東京国立博物館にも所蔵されているところ、当該絵画の正式名称は「ペリー提督神奈川上陸図」である(乙A28の20の2)。

このことから、横浜開港資料館に所蔵されている絵画である「ペリー提督・横浜上陸の図」を説明する際に、「ペリー神奈川上陸図」と示すことは、双方の絵画を同定する上で重要となる「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記を誤るものであって、本件申請図書に掲載している絵画自体とその正式名称が一致しておらず、検定基準上の「不正確」なものと評価することができる。

よって、当該記述は、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる育鵬社の申請図書(171ページ。乙A27の20の2)における「⑤ペリー神奈川上陸図」の絵画は、「(東京国立博物館蔵)」との記述があり、同館所蔵の絵画を「神奈川上陸図」と示していることから、「(提督)」との肩書の有無という点において東京国立博物館蔵の絵画の正式名称と乖離が多少あるものの本件申請図書のような双方の絵画を同定する上で重要となる「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記の不一致はなく、検定基準上の「誤り」ないし「不正確」とまで評価することができない。

また、山川出版社の申請図書では、絵画の正式名称を示す際に『』を用いているところ(例えば、同社171ページにおける『大政奉還』参照。)、当該申請図書における「黒船来航図」(154ページ)や「黒船の来航」(166ページ)の記述は、絵画の正式名称を示すものではないものとして記載されているから、絵画の名称について不正確な記述がなされた事実は存在しない(以上、乙A27の20の3)。

学び舎の申請図書も同様に、絵画の正式名称を示す際に『』と用いているところ(例えば、当該申請図書(154ページ)における『幕末江戸市中騒動図』参照。)、当該申請図書(151ページ)における「横浜に上陸するペリー(横浜開港資料館蔵)」の記述は、絵画の正式名称を示すものではないものとして記載されているから、絵画の名称について不正確な記述がなされた事実は存在しない(以上、乙27の20の4)。

よって、育鵬社、山川出版社及び学び舎の各記載は、本件申請図書の記載内容とは異なり、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」があるものではなく、検定基準第2章3(1)には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

21”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

そして、教科書上では、日本を含む列強諸国が勢力を及ぼしていた範囲を地図上で表すとき、「勢力圏」「勢力範囲」のように表記されることが多いところ、日本を含む列強諸国が勢力を及ぼしていた範囲に「領土外」を含む場合と含まない場合があり、「領土外」を含む場合には、「領土」・「領土外」の違いを理解できるような工夫が求められる。

この点、1899年当時、台湾は日本の植民地(日本の領土の一部。以下同じ。)であった一方で、朝鮮や中国の福建省は植民地ではなかった(すなわち、日本の領土外)ものの、日本の勢力が及んでいたものとされている(乙A28の21の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(189ページ。乙A27の21の1)の図「⑤列強による清国分割」のキャプション説明文では、日本の植民地とされている台湾について、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」と説明されている。また、当該図中では、福建省と台湾にまたがって「日本の勢力圏」と記載されているとともに、福建省、台湾及び朝鮮が同一の色で塗色されている。本文、図のいずれにおいても、日本の「領土(植民地)」であった台湾と、「領土外」である朝鮮及び福建省の違いを明確にする記述はない。

以上のような本件申請図書の記述及び図を読んだ中学校段階の合理的一般人は、同一の色で塗色された朝鮮、福建省及び台湾が「領土」か「領土外」かの区別を認識することなく、同列のものであると誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当することから、当該基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる育鵬社の申請図書(197ページ。乙A27の21の2)における「⑦列強の中国進出」の図中では「台湾」、「福建」及び「大韓帝国(韓国)」は日本の勢力範囲として塗色されているものの、「台湾」の部分において「1895(日)」と記述されるとともに、本文中においても「清は遼東半島や台湾などを日本にゆずる」と記述されていることから、中学校段階の合理的一般人が、「領土」と「領土外」を区別して認識することができ、同一塗色された朝鮮、福建省及び台湾が同列であると誤って理解するおそれはない。

山川出版社の申請図書(196ページ。乙A27の21の3)における「③列強による中国進出」の図では、日本の「勢力圏」として台湾と日本列島のみが塗色されている。これにより、中学校段階の合理的一般人において、「領土」と「領土外」の混同は生じないので、事実を誤って理解するおそれはない。

よって、育鵬社及び山川出版社のこれらの記載は、本件申請図書の記載と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

22”【検定基準等】

検定基準第2章2（9）では「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、（中略）その取扱いは公正であること」とされている。

このうち「引用」に関して、小説は、事実をもとにしたものであっても創作エピソードが含まれるものである。これに対し、日記は一般に個人の行動を記録したものであり、エッセイは自らの体験や見聞を書いたものである。このことから、創作エピソードを含む属性の小説と創作エピソードを含まない属性の日記・エッセイは、その史料自体の性質・特徴が異なるのであって、歴史的分野の教科用図書における引用に際してもその区別は明確にされるべきものであり、小説か日記・エッセイかの別を明示することなく同列に並べるのは公正さを欠くものといえる。

【本件申請図書について】

本件申請図書（239ページ。乙A27の22の1）における「⑥開戦を聞いた文化人」中の「永井荷風」（乙A28の22の1）、「高村光太郎」（乙A28の22の2）及び「古川ロッパ」（乙A28の22の3）の各記述は日記やエッセイの一節の引用である。一方で、同ページの「坂口安吾」による記述部分は、雑誌『文芸』1942年6月号の小説欄に掲載されたもの、すなわち小説の引用であるとしている（乙A28の22の4）。

本件申請図書の当該記述部分では、これらの出典についての記載がされていないだけでなく、体裁としても史料自体の性質・特徴の異なる小説と日記・エッセイが（小説か日記・エッセイかの別を明示することなく）単純に同列に並べられていることにより、取扱いとして不公正なものと評価せざるを得ない。

よって、当該記述は、「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、（中略）その取扱いは公正」（検定基準第2章2（9））とはいえないことから、当該検定基準に基づく検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告が挙げる東京書籍（241ページ。乙A27の22の2）における「島崎藤村と「破戒」」中では、「1906年に刊行された島崎藤村の小説「破戒」は、部落差別を正面から取り上げた作品です。主人公である瀬川丑松は（中略）。一方、もう一人の主人公である猪子蓮太郎は（中略）。」と記述されていることに照らすと、小説そのものを紹介しているため、史料の扱いは適切であると評価できる。

このことから、東京書籍の当該部分は、本件申請図書の史料の取り扱いと異なり、当該史料を小説として正しく取り扱っていることから「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、（中略）その取扱いは公正」（検定基準第2章2（9））といえ、検定意見を付しなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

23”【検定基準等】

検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。

この点、沖縄戦戦没者の推計状況は、沖縄県出身の軍人と軍属を合算して2万8228人、他都道府県出身の正規軍人が6万5908人であるとされている(合計9万4136人。乙A28の23の1、乙28の23の2)。そして、沖縄県出身の軍人・軍属(2万8228人)の中には、正規の「日本軍」として旧兵役法に基づく徴兵手続を履行しないような形での召集が行われた者も含まれている。例えば、直前まで一般住民であった学徒を、法的な手続に則ったものとは到底いえない方法で召集したもの(学徒隊。乙A28の23の3・318及び319ページ)や、動員を強制する法的根拠がなく、本来は自らの意思で志願するはずの義勇兵という名目で、軍や行政からの参加指示による実質的な強制を受けて編成されたもの(乙A28の23の3・318ページ注7参照。)などである。加えて、防衛召集においては、17歳未満の者や徴兵検査を受けていない者を召集するなど(乙A28の23の3・328ページ)、法的根拠を欠いたまま召集された者もいる。このような実情を踏まえると、上記「沖縄県出身の軍人・軍属」中、正規の「日本軍」の割合は断定することができないため、本推計(2万8228人)から日本「軍」の死者数を正しく算出することは困難である。

また、沖縄戦における沖縄県民の死者数については、通常、一般県民の死者数(一般住民と戦闘参加者。以下同じ。)9万4000人、沖縄県出身軍人・軍属の死者数2万8228人の合計で、12万人以上(12万2228人)とされている(乙28の23の2・133ページ下段及び134ページ上段。加えて、近年では、終戦前後の餓死・マラリアなどによる犠牲者を合わせ、総数で約15万人前後に達するという推定もなされている。乙28の23の1・141ページ下段)。そして、沖縄戦における日本人の全戦没者数は、上記の一般県民の死者数、沖縄出身軍人・軍属の死者数に、他都道府県出身兵の死者数6万5908人を加えた、約18万8000人(18万8136人)とされている(以上、乙A28の23の1・141ページ下段)。

なお、沖縄戦時の沖縄県人口は約59万人余であり、そのうち約7万3000人から8万人は、当時九州各県や台湾へ疎開していたとされている(沖縄県人口につき、乙A28の23の4。疎開者の数につき、乙A28の23の2及び3。)

【本件申請図書について】

本件申請図書(244ページ。乙A27の23の1)においては、「日本軍の死者数約9万4000人」と記述されている。

本件申請図書の当該記述は、前記【検定基準等】に挙げた各史料を踏まえると、正規の徴兵手続を経た日本「軍」の死者の数として、直前まで一般市民であったような人たちなど「軍」とは評価できない人たちが含まれた2万8228人を全て計上した上で、正規軍人6万5908人と合算し、「日本軍の死者約9万4000人」と記述しているものといえる。

このことから、当該記述は、正規の徴兵手続を経た日本「軍」の死者数を理解する上で不正確なものと評価できる。

よって、当該記述は、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当するものとして、検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる東京書籍の申請図書（239ページ。乙A27の23の2）の「沖縄県民の犠牲者は、当時の人口の約4分の1に当たる12万人以上になりました」、及び日本文教出版の申請図書（251ページ。乙A27の23の3）の「県民のおよそ4分の1にあたる12万人以上の方が命を落としました。」の記述は、上述の沖縄県出身者の犠牲者数の合計（12万2228人。乙A28の23の2・133ページ下段、134ページ上段）に照らすと、不正確なものと評価することができない。

次に、教育出版の申請図書（246ページ。乙A27の23の4）の「沖縄戦では、約60万人の県民のうち、死者が12万人に達しました。」との記述は、死者数については東京書籍及び日本文教出版と同様であり、また、県民数を「約60万人」とする点についても、上述の疎開分の人口まで含めた数（約59万人余）に照らすと、不正確なものと評価することができない。”

” また、育鵬社の申請図書（245ページ。乙A27の23の5）の「県民も含めた日本側の死者は18万人～19万人にのぼり、その半数以上は一般市民でした」の記述は、上述の沖縄戦における日本人の全戦没者数（約18万8000人）に照らすと必ずしも不正確と評価できない。

さらに、山川出版社の申請図書（249ページ。乙A27の23の6）「⑤沖縄戦」中の「死者は軍民あわせて18万人余りに上った。当時の沖縄県の人口は約50万人であった。」の記述は、上述の沖縄戦における日本人の全戦没者数（約18万8000人）及び在住者数（約59万人余のうち約7万3000人ないし8万人が疎開中）に照らすと必ずしも不正確なものとは評価できない。

最後に、学び舎の申請図書（239ページ。乙A27の23の7）の「沖縄戦での沖縄県民の死者は15万人（人口約60万人）にのぼったと推定されています」の記述については、上述のマラリア病死などを加えた県民の死者総数（約15万人）及び疎開分を含めた人口（約59万人余）に照らして、不正確なものとは評価できない。

よって、東京書籍、日本文教出版、教育出版、育鵬社、山川出版社及び学び舎の各記述は「図書の内容に、誤りや不正確なところ」（検定基準第2章3（1））には該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

24”【検定基準等】

検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。

この点、日英同盟は、締結国の日本とイギリスの両国が合意の上、条約が終了したものであるとされている(乙A28の24の1、乙A28の24の2)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(253ページ。乙A27の24の1)では、「【課題②について書いたさくらさんのノート】」における「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」とされている。

そして、「破棄」とは、契約などを一方的に取り消すことという意味で使用されることから(乙A28の24の2)、日英同盟の条約終了が双方の合意に基づく経緯に照らし、「破棄」は不正確な用語の使い方である。

よって、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当するものとして、検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる日本文教出版の申請図書(229ページ。乙A27の24の2)では「日英同盟の廃止」と記述されている。「廃止」とは、「(従来の制度・慣習などを)やめて行わなくすること」を意味するものであり(乙A28の24の3)、この記述は一方的に取り消す意味を包含しないものであることから、上述の経緯に照らして、不正確と評価することはできない。

また、帝国書院の申請図書(217ページ。乙A27の24の3)では「日英同盟は廃棄されました」と記述されている。「廃棄」とは、「条約の効力などを失わせること」を意味するものであり(乙A28の24の3)、この記述は一方的に取り消す意味を包含しないものであることから、上述の経緯に照らして、不正確と評価することはできない。

よって、日本文教出版及び帝国書院の申請図書の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。 ”

25”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、毛利輝元は、関ヶ原の戦いでは直接戦場に赴かず、大阪城にとどまっていたという歴史的事実がある(乙A28の25の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(108ページ。乙A27の25の1)における「③300年以上命脈を保った毛利氏」のキャプション解説文中、「輝元の時代には(中略)関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました。」と記述されている。

当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、上記の歴史的事実に反して、毛利輝元本人が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したものと誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

山川出版社の申請図書(120ページ。乙A27の25の2)では「石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600(慶長5)年に家康と戦ったが敗れた(関ヶ原の戦い)」と記述されているところ、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、毛利輝元が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したと読み取ることができないことから、誤って理解するおそれはない。

よって、当該図書の当該記述では、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

26”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、フェートン号事件の原因は、当時、オランダ本国はフランスの支配下にあり、フランスの敵国であったイギリスの軍艦フェートン号がオランダ商船の拿捕を目的として長崎に入港したものであって、薪水を強奪する目的で入港したのではない歴史的事実がある(乙A28の26の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(157ページ。乙A27の26の1)では「1808(文化5)年、イギリスの軍艦フェートン号は、オランダ国旗を掲げてオランダ船を擬装し、長崎に入港しました。フェートン号は出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水(薪と水)や食料を強奪しました(フェートン号事件)。」と記述しているとともに、「②主な外国船の接近」(同156ページ)では、フェートン号接近の「目的等」の欄に「薪水強奪」と記述している。

しかしながら、フェートン号の長崎来港目的は【検定基準等】記載のとおりであるところ、本件申請図書における上記の双方の記述を併せて読んだ中学校段階の合理的一般人は、フェートン号の長崎への入港の目的が、前記【検定基準等】記載のイギリスとオランダの対立を背景としたオランダ船拿捕にあったという歴史的事実を認識できず、初めから薪水や食料の強奪を目的としていたものであると、歴史的事実に反した事実を誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。

なお、以上の趣旨は、乙A18・26枚目(右肩の表示による)「指摘事項」欄において、「『目的等』欄の『薪水強奪』も同様」と明記して示しているとおりであって、中学校段階における合理的一般人において、原告らのいう、「『オランダ国旗を掲げてオランダ船を擬装した』旨の記述のみから、これが薪水強奪のための詐術などではなくイギリスとオランダの対立関係を表しているのだと理解することは困難である。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる東京書籍の申請図書(136ページ。乙A27の26の2)では「1808年には、イギリスの軍艦が長崎の港に侵入する事件が起こりました。」と記述され、かつ、141ページの地図中「イギリスの軍艦フェートン号が、オランダ船をとらえるために長崎港に侵入。オランダ商館員をとらえて、まきと水、食料を要求」と記述されているところ、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、イギリスの軍艦の入港目的はオランダ船の拿捕であり、結果として、オランダ商館員を捕らえ、まきと水、食料を要求したと誤りなく理解することができる。

また、育鵬社の申請図書(140ページ。乙A27の26の3)では「1808(文化5)年、イギリスのフェートン号が長崎港に侵入し、オランダ商館員を連れ去り港内で乱暴をは

たらくという事件が起こりました（フェートン号事件）。」と記述され、かつ、141ページの地図中、「イギリスの軍艦フェートン号がオランダの船を追って侵入。オランダ商館員を捕らえ、薪や水を強要。」と記述されている。これらの記載ぶりから、中学校段階の合理的一般人において、「オランダ商館員を捕らえ、薪や水を強要」の記述が長崎入港の目的と認識することはないものといえるから、フェートン号の目的が薪、水及び食料の強要であると上述の歴史的事実を誤って理解するおそれはない。

よって、東京書籍及び育鵬社のこれらの記述は、本件申請図書の記事内容と異なり、「生徒が（中略）誤解するおそれがある表現」（検定基準第2章3（3））には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

27”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、「大宰府」及び「太宰府」については、役所名・地名で用いる際に歴史上混用されてきたところ、「太宰府」を地名を示す名称とし、「大宰府」を役所名を示す名称とする使い分けは、現代になって提唱された飽くまで便宜的なものである(乙A28の27の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(50ページ。乙A27の27の1)では、「③大宰府・太宰府」において「大宰府は地方官庁、太宰府は地名。」と記述されている。

しかし、前記【検定基準等】のとおり、使い分けが便宜的になされているにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、地方官庁を示す「大宰府」と地名を示す「太宰府」とが、過去の時代から(歴史的に)引き続き使い分けられてきたものと誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。

なお、原告は、検定意見の趣旨を、「大宰府と太宰府は過去に「混用」した例があるから、注記の一般法則は成り立たないと言いたいのである。」(訴状別紙2・34ページ)と主張するが、検定意見の趣旨は上記のとおりである。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる山川出版社の申請図書(59ページ。乙A27の27の2)では、「⑨大宰府政庁跡」において「(前略)国の外交や軍事の拠点である役所「大宰府」が置かれた」と記述されており、この記述から中学校段階の合理的一般人が、当該時代においては「役所」として「大宰府」が置かれたことを認識することはあるものの、これは誤った認識ではない。また、当該記述からして、本件申請図書とは異なり、「大宰府」と「太宰府」が過去の時代から(歴史的に)使い分けられてきたかのように誤って理解するおそれもないといえる。

よって、山川出版社の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

28”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、「太政官」の読み方について、律令制の官庁を「だいじょうかん」、明治政府の行政機構を「だじょうかん」と読むという明確なルールが定まっていたという歴史的事実はない(乙A28の28の1ないし3)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(166ページ。乙A27の28の1)では、「太政官(だじょうかん)(新政府)を構成する要人」において「※「太政官」の読み方 日本の律令制では、「だいじょうかん」、明治維新政府は、「だじょうかん」と読みます。」と記述されている。

当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該歴史的事実に反して、日本の律令制における「太政官」は「だいじょうかん」と読むとともに明治維新政府における「太政官」は「だじょうかん」と読むという一般的な読み方のルールが存在しているものと誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる東京書籍の申請図書本文(40及び48ページ)、「⑥律令による役所の仕組み」(40ページ)、「④御堂関白記」(49ページ)及び「⑤新政府の仕組みと正院の政治家たち」(169ページ。以上、乙A27の28の2)、教育出版の申請図書本文(43及び168ページ。乙A27の28の3)、帝国書院の申請図書本文(39及び170ページ)、「③律令国家の政治のしくみ」(39ページ)及び「②明治政府のしくみ」(170ページ。乙A27の28の4)、日本文教出版の申請図書「⑤律令国家の政治の仕組み」及びコラム「天皇や太政官の仕事」(45ページ)、本文及び「③新政府のしくみ」(180ページ。以上、乙A27の28の5)、育鵬社の申請図書「⑥律令政治(中央)のしくみ」(53ページ)及び「②明治新政府のしくみ」(178ページ。以上、乙A27の28の6)、並びに山川出版社の申請図書本文及び「②律令国家の仕組み」(140ページ)並びに「⑤藩閥政府」(173ページ。以上、乙A27の28の7)では、それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられている「太政官」の読み仮名をそれぞれ付したものであり、日本の律令制における「太政官」を「だいじょうかん」と読むとともに、明治維新政府における「太政官」を「だじょうかん」と読むという一般的な読み方のルールを記述したものではない点で申請図書と異なる。

よって、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「太政官」がそれぞれの時代においてそれぞれの読み方に基づくものと理解するとともに、日本の律令制における「太政官」は「だいじょうかん」と読むとともに明治維新政府における「太政官」は「だじょうかん」と読むという一般的な読み方のルールが存在しているものと誤って理解するおそれはない。

よって、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社及び山川出版社のこれらの記述では、「生徒が（中略）誤解するおそれがある表現」（検定基準第2章3（3））には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

29”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、「蛍の光」は卒業時に歌うのにふさわしい歌として生まれたとされているところ、「蛍の光」の歌詞における「千島のおくも沖縄も やしまのうちの護りなり」の部分については、その歌詞自体が領土教育の意図を含んでいると断定するに足りる史料的根拠や「蛍の光」を論じた学術論文などは確認できず、歌詞自体が領土教育の意図を含んでいることが歴史学では通説的考え方とはいえない。

【本件申請図書について】

本件申請図書(172ページ。乙A27の29の1)では「④「蛍の光」と国境」において「(前略)その4番にはこんな歌詞がありました。「千島のおくも沖縄も やしまのうちの護りなり・・・」。これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本(やしま)だということを国民に教える意味も込められており、国民国家をつくる上で重要なことでした。」と記述されている。

しかし、前記【検定基準等】に述べた学説の状況に照らすと、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該歌詞の部分が発土教育の意図で作られたことが通説的な考え方であると誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして、検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

山川出版社の申請図書(197ページ。乙A27の29の2)における「「蛍の光」コラム」では、当該コラム①ないし③の時代に応じて「蛍の光」の4番の歌詞が変遷している旨記述されているところ、当該記述は客観的な歌詞の変遷を記述したにとどまるものである。

「日本の領土拡大とともに歌詞がどのように変更されているか見てみよう」の記述については、日本の領土の拡大とともに「蛍の光」の歌詞が変遷したことを注意的に促しているのみで、「蛍の光」の歌詞自体に領土教育の意図があったことの記述はなく、そのような意図を読み取ることもできない。

当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該歌詞の部分が発土教育の意図で作られたことが事実であると誤って理解するおそれはない。

よって、山川出版社の当該記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれがある表現」(検定基準第2章3(3))には該当しないことから、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

30”【検定基準等】

検定基準第2章3(1)では「図書の内容に、誤りや不正確なところ(中略)はないこと」とされている。

【本件申請図書について】

本件申請図書(35ページ。乙A27の30の1)における「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」と記述されているところ、当該記述態様を踏まえると、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」の部分は『後漢書』の引用と評価される。

しかし、『後漢書』では光武帝が賜ったのは「印綬」と記述されていることを踏まえると(乙A28の30の1及び2)、不正確な記述であるといわざるを得ない。

よって、当該記述は、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当するものとして、検定意見を付した。

【他社の申請図書について】

原告の挙げる山川出版社の申請図書(32ページ「②中国の歴史書にみる日本列島の様子」コラム部分。乙A27の30の3)は正確に『後漢書』の記述を引用しているとともに、同申請図書(32ページ本文)、東京書籍の申請図書(33ページ。本文、「⑥「漢委奴国王」と刻まれた金印」部分及び「⑨「後漢書」東夷伝」部分。乙A27の30の2)、教育出版の申請図書(25ページ本文、及び33ページ本文及び「⑦「漢委奴国王」と刻まれた金印」の部分。乙A27の30の4)、学び舎の申請図書(30ページ本文、及び31ページ本文及び同写真説明文(「倭の奴国王の金印」)乙A27の30の5)、帝国書院の申請図書(28ページ。本文、「1～2世紀ごろの日本」のコラム及び「④「漢委奴国王」と彫られた金印」部分。乙A27の30の6)、日本文教出版の申請図書(31ページ本文、及び同「⑦「漢委奴國(国)王」という文字がほられた金印」。乙A27の30の7)並びに育鵬社の申請図書(35ページ本文、及び同「⑥金印」。乙A27の30の8)は、史料を引用したと評価される記述方法ではないため、史料に照らして「不正確」と評価することはできない。

よって、東京書籍、山川出版社、教育出版社、学び舎、帝国書院、日本文教出版及び育鵬社における当該記述と本件申請図書の記述内容は異なるものであり、「図書の内容に誤りや不正確なところ」(検定基準第2章3(1))に該当しないものとして、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

31”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

日本がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)に登録している世界遺産には、申請時(平成31年4月)において自然遺産(4件)と文化遺産(18件)で計22件となっていた(乙A28の31の1)。

本件申請図書の表見返(乙A27の31の1)では、「日本の世界遺産」の表題を用いつつ、「日本にはユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産に登録されている場所がいくつかあります。一覧表にすると下記のようになります。」と記述されているが、自然遺産(4件)は掲載されていない。

しかし、当該記述やその周辺の記述を合わせ読んでも、ユネスコの「世界遺産」には自然遺産と文化遺産の区別があることや、当該表見返には文化遺産のみを掲載するものであることは明らかでないことから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「世界遺産」である日本の自然遺産を認識することなく、本件申請当時における日本の「世界遺産」が①ないし⑩で全てであると誤って理解するおそれがある。

よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

なお、本件は、以上のとおり、「日本の世界遺産」について誤解のおそれがあるとしたものであって、原告が主張する山川出版社の「戦地に設けられた「慰安施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた(いわゆる従軍慰安婦)。」との記述は、本件申請図書の「日本の世界遺産」の記述と全く関連性のない記述であることは明白であるから、このような比較を行う原告の主張はそれ自体失当である。

”

32”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(3ページ。乙A27の32の1)の囲み部分「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中において、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました(後略)」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該図書を使用する時点において黒船来航時から起算して約150年間を経過したものであると認識する。

この点、黒船来航は、原告主張のとおり、1853年とされ(乙A28の32の1)、仮に本件申請図書が本件検定(令和元年度検定)において合格した場合、当該図書の使用開始時点(令和3年度時点)においては、黒船来航時から起算して約170年(168年)の期間が経過している。

そして、令和3年度時点において、黒船来航から約170年(168年)の経過の事実があるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該事実を反して、令和3年度時点において黒船来航時から起算して「150年間」を経過したものと誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断する。よって、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは限らない。平成26年度検定(令和元年度検定の前の回の検定)の対象となった原告の教科用図書において、前記と同様の記述があったことは事実であるが、令和元年度時点において精査した結果、検定基準に照らして欠陥箇所と評価されたものであり、前回検定において同様の記載が欠陥箇所とされなかった事実をもって本件申請図書の当該記述について「生徒が(中略)誤解するおそれはない」とは評価できない。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

33”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(19ページ。乙A27の33の1)の下囲み「第1章 古代までの日本<予告篇>」において、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」と記述されている。

この点、「葬る」は、「死体・遺骨を墓所などにおさめる」ことを意味する(乙A28の33の1)。また、皇室典範第27条においては「天皇(略)を葬る所を陵」とされており、『日本書紀』仁徳天皇八十七年十月己丑条には「(仁徳天皇を)百舌鳥野(もずのの)陵(みささぎ)に葬りまつる」とされている(乙A28の33の2)。これらを踏まえると、遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめることを「葬る」と表現することは、歴史学上正確といえる。

一方で、「祀る」は、「神としてあがめ、一定の場所に鎮め奉る」ことなどを意味し(乙A28の33の3)、必ずしもその意味に遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめる事実が含まれていない。そのため、「祀る」は歴史学においても、当該事実を表す正確な表現とはいえない。

以上を踏まえると、遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめる事実を表す記述としては「葬る」と表現することが正しいにもかかわらず、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」との記述を読んだ中学校段階の合理的一般人においては、「祀る」と表現することが正しいと誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、原告は、訴状別紙2・42ページにおいて、仁徳天皇陵の被葬者については議論の余地が残されているから、「葬られている」と記載すればかえって誤解するおそれがあると主張するが、本件検定手続時において原告は当該主張・立証を行っていない上、遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめる事実を「祀る」という文言で表現する当該記述は、前記のとおり「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」であることに変わりないことから、原告の主張は当を得ない。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

34”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書に教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

そして、学習指導要領の「中学校社会科」「第二節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」の「〔歴史的分野〕」「3 内容の取扱い(1)イ」(乙A29の2・53ページ)においては、「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定され、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されている。

上記の学習指導要領の趣旨を踏まえると、教科用図書では、資料(史料を含む。)に係る記述に誤解のおそれのある表現があってはならず、例えば、原史料に係る記述の内容について、原史料の正確な引用ではないにも関わらず、あたかも正確な引用と誤解するおそれのある表現があってはならない。

【本件申請図書について】

本件申請図書(23ページ。乙A27の34の1)の囲みでは、「④ピラミッドを造ったのは誰か」において、「ヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」と記述されているところ、当該記述は原史料の引用ではなくその要約であることから、本件申請図書においてヘロドトスの著書『歴史』の記述をそのまま引用したものではないことが分かるよう工夫することが求められる。

この点、原告は、要約である旨を明示する工夫やヘロドトスの『歴史』をそのまま引用したものではないことが分かるような工夫を行っておらず、「(中略)ヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは(中略)王の墓である」と書きました。」と記述している。当該記述を読んだ中学校段階における合理的一般人は、ヘロドトスが『歴史』において「大ピラミッドは(中略)王の墓である」とあるとおり記載されているものと誤解する可能性が高い。

よって、当該記述は、中学校段階の合理的一般人において、原史料を直接引用したものと誤解するおそれがあることから、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、原告は、「限られたスペースに収めるために(中略)要約した。普通に行われていることである。(中略)「」は直接引用に限るという文章構成上の規則はない。」とも主張するが(訴状別紙2・43ページ)、かぎ括弧を付すことにより引用であることを示すことは一般に行われているものといえるし、本件申請図書において、他の原資料の要約を掲載するに当たり「一部要約」と明記する工夫がされている例も見られるのであるから(後記通番38参照。本件申請図書35ページ右中段囲みの⑦)、上記記述箇所において、同種の工夫をすることが困難であるとも思われぬ。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

35”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【申請図書について】

本件申請図書(25ページ。乙A27の35の1)では、「中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。

しかし、「中国文明の3大要素」といった取り上げ方自体をしない学者もおり、中国文明の3大要素を皇帝、都市、漢字とすることは通説的考え方ではない。

これに対し、本件申請図書の当該記述中では「といわれます」と表現されているところ、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「中国文明の3大要素」が「皇帝と、都市と、漢字」であるとするのが歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

36”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【申請図書について】

本件申請図書(27ページ。乙A27の36の1)では、「ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。」(8及び9行目)及び「第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。」(18ないし20行目)と断定的に記述されており、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該各記述の内容を歴史学において定着している通説的考え方として認識すると考えられる。

しかし、ローマの軍隊における祖国意識については歴史学において評価が分かれており、また、広大かつ長期にわたるローマでは、地域、時代によっても軍隊の構成、軍隊が置かれた政治的地位やその時々国際関係等に違いが見られることから、軍隊が持つ祖国意識について、ローマ国家全体を通じて断定的に概括するのは困難な状態である(乙A28の36の1)。例えば、ローマ共和制末期には、軍隊が、国家よりもむしろ軍事指導者個人に忠誠を誓う傾向にあったと考える見解がある一方で(乙A28の36の1)、当該申請図書の記述のように考える見解もある。これらを踏まえると、ローマの軍隊における祖国意識について歴史学において定着した通説的考え方がない状況である。

以上のように、通説的考え方がない学説状況に照らすと、長期にわたり、また、地域的にも広大な古代ローマを通じて、「ローマの軍隊は・・・末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。」と記述することは、あまたある学説のうちの一説を記述したものと評価されるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は当該記述を通説的考え方として誤って理解するおそれがあるものといえる。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。”

37”【検定基準等】

検定基準第2章3（3）では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書に教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

そして、学習指導要領の「中学校社会科」「第二節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」「〔歴史的分野〕」「3 内容の取扱い（1）イ」（乙A29の2・53ページ）において「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定され、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されている。

上記の学習指導要領の趣旨を踏まえると、教科用図書では、資料（史料を含む。）に係る記述に誤解のおそれのある表現があってはならず、例えば、原史料に係る記述の内容について、原史料の正確な引用ではないにも関わらず、あたかも正確な引用と誤解するおそれのある表現があってはならない。

【本件申請図書について】

本件申請図書（35ページ。乙A27の37の1）の本文では、「魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。」と記述されているところ、当該記述は原史料の引用ではなくその要約である（乙A28の37の1及び2）。

この点、原告は、要約である旨を明示する工夫や「魏志」倭人伝をそのまま引用したものではないことが認識できるような工夫を行っておらず、「魏志倭人伝には、「倭の国には（中略）おさめていた」と記されていました。」と記述している。こうした記述の状況を前提にすると、当該記述を読んだ中学校段階における合理的一般人は、「魏志」倭人伝には、「倭の国には（中略）おさめていた」とあるとおり記載されていると誤解する可能性が高い。

よって、当該記述は、中学校段階の合理的一般人において、原史料をそのまま引用したものと誤解するおそれがあることから、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

38”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(35ページ。乙A27の38の1)右中段囲み「⑦魏志倭人伝より(一部要約)」では、「国内は乱れて、攻め合いが何度もつづいた。」と記述している。また、弥生時代に共同体間(集落と集落、のちにクニとクニ。以下同じ。)の武力による争いが発生したとの歴史学において定着している通説的考え方を踏まえ、同34ページの本文(乙A27の38の1)では「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになりました。」と記述されているところ、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、弥生時代を通じて武力による争いが発生したものと認識する。

一方で、同35ページの右下段囲み「⑧盗みがなく、争いの少ない社会」では、「魏志」倭人伝が3世紀前半頃(弥生時代の期間内の時代)の邪馬台国について記録したものと紹介しつつ、「倭人(日本人)の性格と倭人社会の特徴」として、「魏志」倭人伝より「争訟少なし」という形で文章を引用するとともに「争いごとが少ない」と訳して記述しているほか、「倭国は(中略)おだやかな社会を引きついでいたのではないかと考えられます」と記述している(乙A27の38の1)。一般的には、「争い」という文言の内容に、武力による紛争も含まれるところ、「争いごとが少ない」を始めとするこれらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、弥生時代中の3世紀前半頃は武力による紛争が少ないと認識する可能性も否定できない(特に、表題における「争いの少ない社会」との記述は、一層武力による紛争が少ないと連想させる。)

そうすると、矛盾する双方の記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、弥生時代の日本(倭)において、共同体間における武力による争いが絶えなかったのか、そうでなかったのかを整合的に理解することが困難であると評価できる。

よって、当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

39”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(37ページ。乙A27の39の1)の囲み部分「⑧前方後円墳」では、「古墳には下の4つの形式があります。(中略)溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりに関係しています。」と記述されているところ、当該記述は、その体裁からして、中学校段階の合理的一般人において、およそ古墳一般の築造方法が、時期や立地にかかわらず、溜池を掘り、灌漑施設を作る際に掘り返した土を盛り上げるものであり、古墳一般について、そのサイズの大小は農地の広がりに関係すると理解される。

しかし、古墳時代全体を通じて、古墳の築造方法は一様ではないと理解されている。例えば、古墳時代前期においては、丘陵の尾根など自然の地形をよく利用することが特徴とされている(乙A28の39の1及び2)。また、古墳の築造方法は、自然の地形を削って盛土をする場合と、全てを盛土で築く方法がある(乙A28の39の3)。

本件申請図書の上記記述のように、古墳の築造過程では、溜池の機能を持たせた周濠を掘り、灌漑施設を造るときに掘り返された土を盛り上げたとする説も主張されてはいるが(乙A28の39の4ないし6)、この説は大量の水を溜めておくことが可能な周濠を有する古墳を対象に考察したものである。しかし、古墳には周濠のないものも存在するから(乙A28の39の7)、当該説は、古墳一般についての説明としては不適切である。そのため、当該説に依拠して古墳一般について、そのサイズの大小が農地の広がりに関係しているとする説明も不適切である。

以上のとおり、古墳の築造方法は時期や立地によって一様ではないとともに、古墳一般について、そのサイズの大小は農地の広がりに関係していると説明できないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、およそ古墳一般の築造方法が、時期や立地にかかわらず「溜池を掘り、灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げた」と誤って理解した上で、古墳一般について、そのサイズの大小は、灌漑の規模、すなわち、農地の広がりに関係するものと誤って理解するおそれがある。

よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

40”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(47ページ。乙A27の40の1)本文中では「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。」と記述されている。

律令国家とは、律令を基本法典とし、天皇を中心とした体系的な中央集権国家組織を有する国家であるところ、近年の学説状況では、古代律令国家の建設過程について、それぞれの時期における多様な関係者による多様な関与が重視されるようになっており(乙A28の40の1、乙A28の40の2・52ないし55ページ)、聖徳太子の死後、中国で律令制度を体系的に学んで帰国した留学生たちが知識をもたらす動きが本格化したことが律令国家建設の出発点であるとの理解が主流の考え方となっている(乙A28の40の2・21ないし23ページ)。

一方で、聖徳太子らが行った推古朝の政治では、冠位十二階の制定など国制の組織化が進められたことから(乙A28の40の3)、のちに完成する中央集権国家形成の萌芽であると近年評価されているものの(乙A28の40の4)、体系的な律令編纂が始まっていない中での国制の組織化は、のちの古代律令国家建設の素地の一部にとどまり、古代律令国家建設の出発点であるとは評価されていない(乙A28の40の3)。

以上に対し、本件申請図書では、「聖徳太子」が「内政でも外交でも日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者」だと記述されているが、上記の学説状況を踏まえた記述とはなっていない。それゆえ、近年の学説状況を踏まえていない当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、聖徳太子の進めた内政や外交が古代律令国家建設にどのように関与したかについて理解することが困難である。

よって、当該記述は、生徒が「聖徳太子」と「古代律令国家建設」との関係について、具体的に理解することが困難であり、「生徒がその意味を理解しがたい表現」(検定意見第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、原告が作成した令和4年中学歴史教科書供給本である「中学社会新しい歴史教科書」(甲4・47ページ)本文中では、「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代中央集権国家の方向を示した指導者でした。」と記述されているところ、聖徳太子らが推古朝の政治で行った冠位十二階の制定等を含む国制の組織化は中央集権国家形成の萌芽と評価する上記の学説状況に沿った記述であり、「理解しがたい表現」とはいえないので、検定意見を付さなかった。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

42”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、北条時宗は、元軍の襲来が予想される九州に在住することや、その九州に領地を持つ御家人等であることを根拠に、九州在住御家人や九州に領地を持つ御家人を対象として、蒙古の襲来に備えて、筑前国などの要害に交替で勤番する警護役(すなわち「異国警固番役」等)として動員していたとの理解が、歴史学において定着している通説的考え方である(乙A28の42の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(79ページ。乙A27の42の1)の「⑥北条時宗」には、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました。」との記述があるところ、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。

しかしながら、前記【検定基準等】のような学説状況に照らし、当該記述は通説的考え方とはいえない。

そうであるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、御家人が九州に在住することや九州に領地を有することといった動員の根拠に関係なく、北条時宗が、およそ無条件で日本の「全国の御家人」をフビライの軍勢(蒙古軍)に対する警護役として動員したことが通説的考え方であると誤って理解するおそれがある。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、原告は訴状別紙2において、「相模国を本貫にしている二階堂氏に九州の所領を守るように命じたこと」や「千葉氏のような東国御家人は九州に土着した者」もいる旨主張しているが、二階堂氏及び千葉氏の双方は九州に領地を持っていること(乙A28の42の2ないし4)から、「呼びかけ」の対象となったものである。また、原告は、「東北(中略)に根拠地があった安東水軍まで派遣対象で、(中略)十三湊から筑紫に向けて安東水軍の大船21艘が出港して戦闘にも加わっている」旨主張しているところ、この主張は信頼できる同時代の史料によって裏付けられるものではなく、歴史学において説として認められていない。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に検定意見を付したことは、適法である。”

43”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(87ページ。乙A27の43の1)では、「蝦夷地(北海道)では、アイヌと呼ばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽(青森県)の十三湊を拠点にした交易が始まり」と記述されている。

一方で、十三湊(青森県津軽市の地域に当時存在した港)を拠点としたアイヌの人々との交易については、アイヌの人々以外の人々が、十三湊を拠点として、アイヌの人々と交易をした歴史的事実がある(乙A28の43の1)。

本件申請図書の当該記述においては、一文の主語が「アイヌと呼ばれる人々」であることを踏まえると、中学校段階の合理的一般人は、アイヌの人々以外の人々ではなく、アイヌと呼ばれる人々が十三湊を拠点に交易活動を行ったものと誤って理解するおそれがある。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

44”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(115ページ。乙A27の44の1)における「さくらの吹き出し」中には、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。

しかし、朝鮮出兵が16世紀における最大規模の戦争であったか否かについては、学術的な研究がなされておらず、歴史学において定着している通説的考え方はないといえる。

以上の学説状況を踏まえると、当該記述は、通説的考え方とはいえないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、「朝鮮出兵」が16世紀において世界最大規模の戦争であるとするのが歴史学では定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがあるものといえる。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

45”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(156ページ。乙A27の45の1)の本文中では「間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました(間宮海峡)。」と記述されている。

この点、原告も主張するとおり、間宮林蔵は、松田伝十郎とともに幕命を受けて樺太調査に赴いたのであるが、樺太にて両者は異なるルートを採った結果、松田伝十郎が間宮林蔵よりも2日先にラッカまで至り、間宮林蔵よりも先に樺太が島であることを確認したという歴史的事実がある(乙A28の45の1)。

しかしながら、当該歴史的事実があるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、間宮林蔵が樺太を「島であることを世界で初めて発見」したと誤って理解することとなる。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

46”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(164ページ。乙A27の46の1)の写真横の説明文では、「③錦の御旗」と記述されるとともに、「軍の先頭にかかげ、(中略)(官軍)であることを示す旗」と記述されている。そして、これに続く文章において「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇(中略)がかかげました。」と記述されているところ、これらを読んだ中学校段階の合理的一般人は、かつて承久の乱の際に後鳥羽上皇が前記写真のとおり「錦の御旗」を掲げたことが歴史的事実であると認識すると考えられる。

しかし、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げたということが、信頼性のある史料で確認できるわけではなく、当該分野における現在の研究においてこの事実が歴史的事実と確定する立場はない。

これらのことから、後鳥羽上皇が承久の乱の際に前記写真のとおり「錦の御旗」を掲げた歴史的事実があると確定できないにもかかわらず、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は歴史的事実であると誤って認識するおそれがあるため、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

なお、原告は、当該記述について、『国史大辞典』に引用された『承久記』及び『太平記』の記載が根拠である旨主張する。しかし、『承久記』は軍記物と呼ばれる文学作品であるとともに、諸本の間で当該場面の描写に異同が多い。

例えば、承久の乱において各方面へ向かわせるために多数の官軍の軍勢を複数に分ける場面は、諸本に共通して記述されているものの、「國史叢書承久記」中の「承久記(前田本)」の部分では軍勢を複数に分けるとともに「院」すなわち後鳥羽上皇の「御旗」を軍勢の指揮する十人に与えた旨の記述がある一方で(乙A28の46の1)、「保元物語平治物語承久記」中の「承久記下」の部分(すなわち慈光寺本)では軍勢を十二に分けたと記述しているが「御旗」の記述はなく(乙A28の46の2)、同書物中の「古活字本承久記」の部分でも総勢一万七千五百余りの軍勢を複数の部隊に分けて京都から向かわせたと記述しているが「御旗」の記述はないことから(乙A28の46の3)、同一場面の描写に異同がある。これらを踏まえると、諸本におけるこれらの描写は、客観的事実に基づかない創作的描写である可能性がある。

また、『太平記』三の部分については、後醍醐天皇に係る記述である(乙A28の46の4)。よって、双方ともに、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げた歴史的事実そのものを記述した史料といえない。

なお、原告は、検定意見が反論認否書において変わっていた旨主張するが、検定意見の指摘の趣旨は以上のとおりであって、指摘内容に変更はない。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

47”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に生徒がその意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。

この点、袁世凱が大総統に就任した後(中華民国の成立直後以降)の中国大陸では、地方軍閥が治安維持の役割を担ったと説明されることがある(乙A28の47の1)。

【本件申請図書について】

本件申請図書(199ページ。乙A27の47の1)は、袁世凱が大総統に就任した後(中華民国の成立直後以降)の中国大陸について、「清朝滅亡後の中国大陸は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。」と説明している。

ここにいう「無法」とは、「法にはずれ道理のないこと。乱暴なこと。」を意味する抽象的な概念であって(乙A28の47の2)、地方軍閥が治安維持の役割を担った当時の中国大陸の状況を具体的に述べるものではない。そのため、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、袁世凱が大総統に就任した後(中華民国の成立直後)の中国大陸について理解することは困難である。

なお、本件申請図書(199ページ。乙A27の47の1)の当該記述以前の部分において、当時の「中華民国」における状況につき、革命派の武装蜂起が幾度か試みられる中、武昌での武力蜂起が波及し、ついに中華民国が成立し、清朝は滅亡するに至ったこと、ただし清朝の高官であった袁世凱は、中華民国の大総統に就任したという、中華民国の成立直後までの状況を順次理解できるような具体的記述がされていることと比較しても、「無法地帯と化しました。」との記述が抽象的記述にとどまるものであることは明らかである。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

48”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(228ページ。乙A27の48の1)における「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「南京事件」について「(前略)北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。

しかし、「南京事件」の背景については、「南京事件」が共産党の陰謀によるものとの主張もあるものの(乙A28の48の1)、現在の学説状況を鑑みると「南京事件」の背景について歴史学において定着している通説的考え方があるものではない(乙A28の48の2ないし4)。

以上のとおり、通説的考え方がない学説状況を踏まえると、当該記述は、通説的考え方とはいえないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員が「南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くした」ことが歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解をすおそれがあるものといえる。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

49”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(249ページ。乙A27の49の1)の本文中には、「西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。

しかし、インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由については、様々な学説が主張されており、現在の学説状況を鑑みると歴史学において定着している通説的考え方があるものではない(乙A28の49の1及び2)。

以上のとおり、通説的考え方がない学説状況を踏まえると、当該記述は、通説的考え方とはいえないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、インドネシアが日本への敬意を表するために独立記念日を皇記を用いて表現したとすることが歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがあるものといえる。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

50”【検定基準等】

検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。

【本件申請図書について】

本件申請図書(264ページ。乙A27の50の1)の「①冷戦の経過」中には、「1949 中華人民共和国(共産党政権)成立」と記述されているところ、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、1949年に成立した中華人民共和国が、共産党の単独政権であったものと理解するものといえる。

しかし、中華人民共和国の成立当初は、共産党以外の政党との連合政権であったことが歴史的事実(乙A28の50の1)であり、共産党の単独政権ではない。

このことから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、成立当初の中華人民共和国が共産党の単独政権であったと理解することは、その時代の政権が共産党の単独政権ではない以上、歴史的事実を誤って理解するものといえる。

よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。

【小括】

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”